

軽井沢町議会議員の研修に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、軽井沢町議会議員の研修に関する条例（平成18年輕井沢町条例第34号。以下「条例」という。）第8条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の実施計画)

第2条 条例第3条に規定する研修の実施計画は、条例第2条の規定による研修の種類のうち、当該年度に必要なものについて定めるものとする。

(研修の報告)

第3条 条例第7条第1項の規定による研修の報告は、研修報告書（別記様式）により、当該研修終了後議長に提出しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式省略